

(仮称)三郷市(施設名称)設置及び管理条例及び同条例施行規則に関する パブリック・コメントについて

市民活動支援課

【趣旨】 三郷中央地区の公益施設用地(におどり公園北側)を活用し、官民連携事業方式を用い、民間交流施設の整備を進めており、来年度中の完成が予定されています。

当該施設に関しては開館後、市の施設として運営していくこととなっており、「(仮称)三郷市(施設名称)」の設置及び管理に関し、必要な事項を定める条例及び施行規則を制定するにあたり、市民の皆様へ意見聴取をさせていただきます。

【根拠法令】 三郷市自治基本条例第40条

【パブリック・コメントの内容】

○設置に関する基本コンセプトや事業内容をはじめとして、施設管理に関する各種項目（休館日、利用時間、施設の貸出方法や期間等）について。

○施設の管理者に指定管理者制度を導入する事について。

今回の施設は三郷中央地区におどり公園の近接地に設置されます。

※下図は提案資料として提出されたもので、
実際の建物とは異なる場合があります

